

平成 22 年 2 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 11

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター 2 階

電話 0162 - 23 - 4133

全国共通・消費者ホットライン スタート！

消費者庁

いつでも・どこでも・相談を！



昨年 9 月 1 日に消費者庁が発足し、相談や苦情を受け付ける「消費者ホットライン」が、1 月 12 日からスタートしました。

「消費者ホットライン」は、消費生活に関する相談窓口がわからない場合に、お近くの消費者センター等をご案内するものです。全国での実施にあわせ、土日祝日について、お近くの相談窓口が閉所の場合、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始を除き、原則毎日利用できます。

ホットラインの電話番号は 0 5 7 0 - 0 6 4 - 3 7 0 です。

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ みんなを

振り込め詐欺撲滅へご協力を！ (稚内警察署)

報道等でご承知のとおり、振り込め詐欺は被害額が減少したとは言え、未だ発生しており、北海道内における被害総額は、平成 21 年末で約 1 億 8 千万円 (平成 20 年末、約 6 億 1 千万円) となっています。

稚内警察署では、本年も振り込め詐欺撲滅に向けて全力をあげています。

被害に遭わないため、不審な電話やハガキ、電子メール等による身に覚えのない金銭督促に対しては、すぐにお金を振り込むことなく、警察署や最寄の交番・駐在所にご相談ください。

無料法律相談の活用を！

稚内市では「無料法律相談」を毎月 1 回、第 2 日曜日に実施しています。事前に申し込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。
稚内市 市民生活課 生活交通グループ 電話 (直通) 23 - 6413

相談事例(稚内市消費者センター)

アパートの修繕 「4年間入居したアパートを退去する際、仲介業者の立会いで汚損箇所を確認したが、家主から全室の壁クロス修繕の請求がきた。仲介業者に納得出来ないと申し出たが、家主と交渉してほしいとのこと。入居時は新築だったが、子供が傷つけた壁は一部であり、高額な修繕費の請求は納得がいかない」と相談があった。

国が示している賃貸住宅の「現状回復のガイドライン」では、不注意や故意の破損は入居者負担であるが、時間の経過や通常の使用によって生じた損耗は貸主負担であることから、家主に修繕費の請求根拠について説明を求め、交渉することを助言した。

太陽光発電システムの訪問販売にご注意を！

太陽光発電の導入拡大のため、国は一般住宅への補助金制度や余剰電力の買取制度を実施し、普及が進んでいますが、悪質な訪問販売によるトラブルが増加しつつあります。北海道では、11月に事実でないことを言って、太陽光発電装置やオール電化設備について執拗に勧誘していた事業者2社に対し、12か月間の業務停止を命じました。

(詳細は道庁HP・くらし安全課)

トラブルに遭った場合、クーリング・オフが可能ですので、早目に相談を！

こんな勧誘トークにご注意を！

モデル施工をさせてくれる家を探してます
太陽光発電システムについて説明してます
補助金が貰えなくなると言って契約を急がせる
光熱費は一切かかりません

消費生活セミナーの開催(宗谷支庁)

消費者被害防止対策事業として「消費生活セミナー」を、礼文町(2月中)、枝幸町(未定)で開催を予定しています。セミナーは、町民を対象に悪質商法の被害防止のために、「事例と対処方法」を講義し、消費者意識の向上を図ることを目的にしています。

また、豊富町消費者被害防止ネットワーク会議では、2月4日に相談担当者の実務能力向上のため、国民生活センターの消費生活相談専門家による「クーリング・オフと多重債務整理」の講義を開催します。

出前講座(稚内市消費者センター)

2月17日、介護保険事業、医療機関、保健福祉関係の実務者約50名が出席する地域ケア会議で「高齢者の消費トラブル」についての出前講座を予定しています。

.....

12月4日・稚内大谷高校、1月29日・稚内高校で3年生を対象に、悪質商法から身を守るための出前講座を実施しました。

